

シニア活躍応援プロジェクト会議設置要綱

(目的)

第1条 働きたい高齢者と企業の多様な雇用をマッチングする仕組みや環境をつくり、高齢者の就業を応援するため、高齢者の就業支援や企業の雇用促進の方策等について検討することを目的として、シニア活躍応援プロジェクト会議（以下「プロジェクト会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクト会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 高齢者への就業支援の方策
- (2) 企業の高齢者雇用促進の方策
- (3) 高齢者の就業に向けた環境づくり
- (4) その他、高齢者の就業に関して検討が必要な事項

(設置期間)

第3条 プロジェクト会議の設置期間は令和2年3月31日までとする。

(構成)

第4条 プロジェクト会議の委員は、学識経験者、実務経験者、経済団体関係者、その他関係機関等で構成するものとし、別表1に掲げるとおりとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は令和元年5月30日から令和2年3月31日までとする。また、その職により任命され、又は委嘱された委員の任期はその職にある期間とする。

- 2 委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 特定の職により委嘱された委員であって、やむを得ない事情により調整会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

(委員長と副委員長)

第6条 プロジェクト会議には、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長の指名により選任する。
- 5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは副委員長がその職務を代行する。

(開催)

第7条 プロジェクト会議は、委員長が必要と認めたときに、開催する。

(招集と会議)

第8条 プロジェクト会議は委員長が招集し、委員長が会議の進行にあたる。

2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その説明または意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第9条 プロジェクト会議は原則公開とする。ただし、会議における審議内容が、福岡市情報公開条例第7条各号に掲げる情報（非公開情報）に関するものであるとき、または、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りではない。

2 会議の傍聴に係る手続きその他傍聴に関して必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第10条 事務局は、福岡市保健福祉局高齢社会部高齢福祉課とする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクト会議の運営に必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、令和元年5月30日から施行する。

別表 1

シニア活躍応援プロジェクト会議委員

委員	所属、役職等
石丸 修平	福岡地域戦略推進協議会（F D C）事務局長
桑田 哲志	福岡市シルバー人材センター常務理事
小池 高史	九州産業大学地域共創学部准教授
岡師 晃	福岡労働局職業安定部職業対策課長
檜山 芳紀	福岡商工会議所商業・雇用担当部長
古川 美樹	ふくおか福祉サービス協会地域包括支援部課長
益村 眞知子	九州産業大学経済学部教授

※五十音順、敬称略